

公益財団法人川崎市国際交流協会 外国人留学生修学奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人川崎市国際交流協会が川崎市に在住する外国人留学生に対し修学奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、経済的負担を軽減することによって修学環境の向上を図り、もって「地域の国際化」に貢献する留学生の育成に寄与することを目的とする。

(支給対象)

第2条 奨励金の支給を受けることができる留学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する「留学」の在留資格を有する者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の規定により本市に登録し、現に居住している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学する者
- (4) 川崎市内の大学等に在学する者
- (5) 国費外国人留学生制度実施要綱（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生に該当しない者
- (6) 学業、人物ともに優秀で、大学等から推薦を得られる者
- (7) 地域の国際化、特に川崎市の国際交流活動に参加または協力のできる者

(奨励金の支給額等)

第3条 奨励金の額は、6ヶ月毎に50,000円とし、年額100,000円とする。

2 奨励金の支給対象者数は、毎年度予算の範囲内で定めるものとする。

(支給対象期間)

第4条 奨励金の支給対象とする期間は、原則として毎年4月から翌年3月までの1年間とする。

(申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を在学する大学等の長（以下「学長等」という。）を經由し、公益財団法人川崎市国際交流協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 修学奨励金支給申請書（第1号様式）
- (2) 居住確認書（第2号様式）
- (3) 受け取り口座（第4号様式）

2 学長等は、前項の書類に推薦書（第3号様式）を添付し、会長に提出するものとする。

(支給の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、審査委員会を開催し、受給資格の有無を審査のうえ奨励金の支給の可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(支給の時期)

第7条 奨励金の支給決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）に対する奨励金は、4月から9月までの6ヶ月分を9月末日までに、10月から翌年3月までの6ヶ月分を同年3月末日までにそれぞれ支給する。

2 予算執行及び事業遂行上止むを得ないときは、別に定める日に支給することができる。

(使 途)

第8条 奨励金は、受給者の修学環境の向上のために使用しなければならない。

(川崎市親善留学生の委嘱)

第9条 受給者を川崎市親善留学生として委嘱する。

2 川崎市親善留学生として委嘱を受けた受給者は、川崎市民と交流し、川崎市との懸け橋となるよう、国際交流活動に参加するものとする。

(報告書の提出)

第10条 受給者は、当該年度の3月までに、修学奨励金の活用等について所定の様式により、会長へ報告するものとする。

(届 出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を会長及び学長等に届け出なければならない。

- (1) 居住地を変更するとき
- (2) 休学、転学又は退学をするとき
- (3) 奨励金の支給を辞退するとき
- (4) その他申請書の記載事項に変更が生じたとき

(報 告)

第12条 学長等は、受給者から前条の届け出がされた場合は遅滞なく会長に報告しなければならない。

(支給の中止)

第13条 会長は、受給者が第2条の支給対象となる資格を失った時及び第11条の届け出がされた場合は、奨励金の支給を中止できるものとする。

2 次のいずれかに該当する場合、奨励金の支給を中止できるものとする。

- (1) 受給生が支給説明会に参加できなかった場合
- (2) 川崎市親善留学生としての国際交流活動に参加できなかった場合
- (3) 期日までに報告書が提出されなかった場合

(奨励金の返還)

第 14 条 受給者が、偽りその他不正の行為により奨励金を受給したときは、会長はその者から奨励金を返還させることができる。

(委 任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 8 日から施行する。